

【資料3別紙】方向性を検討する施設等一覧

No.	施設名	第4次行政改革大綱方向性を検討する施設	公共施設等総合管理計画(H29年策定)	公共施設等総合管理計画および個別施設計画等の記述	耐用年数	経過年数	借地・土地借り上げ料(年額：円)	歳入－歳出(R2：円)	過去三年の利用人数(人)	公共施設等総合管理計画(令和3年度改定)	個別施設計画等の記述(令和3年度改定)
1	大内畜産センター	○	2期譲渡		17	35	借地 年511,807円	△ 2,008,909	H30：12 R01：12 R02：7	2期譲渡	R3 庁内協議。主な利用者へ今後の方針説明。 R4 利用者への説明。地元農家への説明。現職員への説明。管理団体設立協議。管理方針決定(指定管理、譲渡方針) R5 管理方針により手続き 受給者負担の見直しについてもR3から並行して進めていく。
2	大内有機センター	○	2期譲渡		17	19	借地 年825,000円	△ 9,317,660	H30：502 R01：396 R02：369	2期譲渡	R3 庁内協議。主な利用者へ今後の方針説明。 R4 利用者への説明。地元農家への説明。現職員への説明。管理団体設立協議。管理方針決定(指定管理、譲渡方針) R5 管理方針により手続き 受給者負担の見直しについてもR3から並行して進めていく。
3	さつき栽培センター	○	2期譲渡		31	41	借地：年 348,150円	△ 1,261,559	H30：752 R01：371 R02：551	2期廃止	R4 在庫整理及び周知 R5 施設廃止
4	都市農村交流センター(たんぼぼ館)	○	存続	大規模修繕が必要となった時点で廃止、新たな投資は行わない施設	22	25	市有地	△ 2,632,124	H30：461 R01：424 R02：431	2期譲渡	他団体と利用計画の協議を進め、譲渡の方向性を検討すべき施設。ただし大規模修繕が必要となった時点で廃止、新たな投資は行わない施設
5	体験農園	○					市有地	35,700	H30：8 R01：8 R02：9	—	市民農園として存続するが、類似施設も含めた利用者負担の見直しを検討する
6	大小屋ファミリーランド	○	存続	大規模修繕が必要となった時点で廃止、新たな投資は行わない施設	24	31	借地 年185,000円	△ 1,937,666	H30：217 R01：193 R02：126	2期廃止	年間40日程度の稼働であり、花立や由利原に類似施設もあることから、市全体を見渡して観光施設としての必要性を検討していく必要がある。 大規模修繕が必要となった時点で廃止、新たな投資は行わない施設
7	折渡休憩所	○	存続		17	26	市有地	△ 2,628,914	H30：3,960 R01：3,542 R02：3,461	存続	現況の指定管理料で施設の維持管理を行うが、4年後の更新は行わず、閑散期の冬期は施設を閉じるなど経費を圧縮する。 なお、大規模修繕が必要となった時点で廃止、新たな投資は行わない施設
8	本荘マリーナオートキャンプ場	○	4期解体	・建築から20年以上経過し、設備機器等が対応年数を迎えるため、計画的な改修・更新が必要である。 ・マリーナ海水浴場は、砂浜が続き、西目海水浴場は、砂浜が無くなり、近い将来海水浴場として利用できなくなる可能性がある。周辺施設の整備は慎重に行う必要がある。 ・キャンプ場については老朽化が進んだところから廃止 ・観光施設全体で、各地域の役割を確認し、計画的な集約と施設整備が必要なことから、今後も見直しを重ねていく。	24	21	市有地 (国有林私下)	△ 7,227,832	H30：1,627 R01：2,333 R02：開設中止	2期廃止 (海水浴場の状況によって存続)	・マリーナ海水浴場は、砂浜が続き4年後くらいの近い将来海水浴場として利用できなくなる可能性がある。海水浴場が廃止となる場合は併せてキャンプ場も存廃を判断する。 R7(予定)海水浴場が砂で埋まるとされる目安。埋まり次第海水浴場およびキャンプ場の終了。

【資料3別紙】方向性を検討する施設等一覧

No.	施設名	第4次行政改革大綱方向性を検討する施設	公共施設等総合管理計画(H29年策定)	公共施設等総合管理計画および個別施設計画等の記述	耐用年数	経過年数	借地・土地借り上げ料(年額：円)	歳入－歳出(R2：円)	過去三年の利用人数(人)	公共施設等総合管理計画(令和3年度改定)	個別施設計画等の記述(令和3年度改定)
9	鳥海高原矢島スキー場	○	存続	・矢島スキー場は、県内屈指のスキー場であるが、一般会計から毎年多額の繰入金(R2 一般会計繰入金100,759,000円)が必要な運営である。経営状況を考慮した検討も必要である。	17～38	10～33	市有地	2,432,861	H30：42,751 R01：27,342 R02：37,730	存続	経常経費の節減と利用料収入の確保に努め、維持修繕を行いながら存続。(需要に見合った運営を行うものとし、施設規模の拡大に繋がる新たな設備投資は行わない。)
10	鳥海高原子供の国	○	存続	・観光施設全体で、各地域の役割を確認し、計画的な集約と施設整備が必要ことから、今後も見直しを重ねていく。	17～38	25～39	市有地	△7,695,391	H30：14,695 R01：21,037 R02：19,176	存続	経常経費の節減と利用料収入の確保に努め、維持修繕を行いながら存続。(需要に見合った運営を行うものとし、施設規模の拡大に繋がる新たな設備投資は行わない。)なお、当施設は鳥海山矢島口関連の各施設管理と一体的に効率的な運営がなされているため、指定管理等への移行は行わない。
11	鳥海高原花立グラウンド	○	存続	施設の老朽度が進んでいるものや利用率が低い施設を解体とし、その他の施設は当面存続とした。	47 管理棟	28	市有地	△1,608,032	H30：340 R01：624 R02：26	2期廃止 (利用人数によって存続)	R3 メイングラウンドとサブグラウンド、管理棟を廃止。トイレはクリーンハイツを利用。(年間費用200千円程度) R4～6 3カ年平均の利用回数が5回以上かつ利用人数100人以上という目安を設定し、それに満たない場合はR6末で多目的グラウンドも廃止。
12	矢島バイオセンター	○	2期譲渡	家畜排泄物の処理については、市町村が責任をもって対応しなければならないが維持更新費の負担が課題。	15～38	13～37	市有地	H30:△16,827千円 R01:△11,033千円 R02:△11,485千円	H30：321 R01：289 R02：275	2期譲渡	今後、地元酪農家などで構成する管理団体を設立し、その管理団体へ譲渡する。 R3 庁内協議。主な利用者へ今後の説明。(花立牧場) R3 利用者への説明。地元農家への説明。現職員への説明。管理団体設立協議。 R5 管理団体設立。譲渡協議。譲渡締結。条例改正。 R6 譲渡 受給者負担の見直しについてもR3から並行して進めていく。
13	春の丘地域交流施設 いこいの家		存続	新創造ビジョン 令和5年度 給湯設備改修 令和7年度以降 床暖房設備改修予定 ----- 建物の耐用年数(R10)まで	24	17	市有地	H30：△5,419,256 R01：△5,521,759 R02：△5,944,921	H30：2,075人 R01：1,951人 R02：735人 (宿泊は皆無)	3期廃止	新創造ビジョン 令和5年度 給湯設備改修 令和7年度以降 床暖房設備改修予定 ----- 宿泊利用が減少しており当初の目的は達成されていると考えられる。 病院や保護者会が必要とするなら譲渡可能だが、市では耐用年数(R10)を過ぎたら廃止する。
14	岩城デイスサービスセンター花ちゃん		2期譲渡	市社会福祉協議会と無償賃借契約。デイスサービスセンターは原則として平成34年度までに「譲渡」する。	38	27	市有地	—	H30：5,075 R01：6,031 R02：5,971	2期譲渡	市社会福祉協議会と無償賃借契約しており、事業継続困難となるまで継続。 修繕等は社会福祉協議会で行う。
15	高齢者コミュニティセンター 伝兵衛湯荘		存続	施設や設備に重大な故障・損傷等が発生した場合は、それを以て廃止する方針。 伝兵衛湯荘は当面「存続」としたが、一部地域の利用にとどまっていることや施設の老朽化が進んでいることから、今後のあり方を検討する必要がある。	22	37	借地：欽泉地 年60,000円	H30:△6,796,301 R01:△6,809,076 R02:△6,801,803	H30：3,109 R01：2,703 R02：2,311	2期廃止	施設の廃止期日を令和5年3月末とし、周知を行っていく。なお大規模修繕が必要になった場合は、その時点で廃止する。 源泉の運搬は今年度末で終了とする。